

秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画 第3回策定委員会
議事要旨

1 開催日時

令和6年11月22日（金） 10:00～12:00

2 開催場所

秋田県子ども・女性・障害者相談センター 2階会議室

3 議事 ※○委員 ●事務局

- (1) 計画策定に係るアンケート調査の結果について
- (2) 第1期秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（素案）の概要について
- (3) 意見交換・情報提供など

ア. アンケート調査結果の、計画や施策への反映等について

- 今回詳細でボリュームのあるアンケートを実施してもらったが、その声を聞き取って計画に反映させることが我々の役割だと考えている。それが可能となる仕組みを考えてもらいたい。
 - この場では読み込み切れず、後々感想や疑問点等が生じる場合もあると思う。随時事務局にお伝えいただければ、計画への反映や回答等について対応したい。
 - このアンケート結果を基に新しい施策を実施するとなった場合、例えば来年度から実施するとか、そういったスピード感や予算的なことはどうなるか。
 - 来年度から全てできるということではなく、ある程度優先順位をつけ、できるところからということになると思う。予算は査定等もあるため、5年間という期間の中でどうしていくかという方針等について計画に盛り込んでいきたい。
 - 公営住宅に優先的に入れればという回答もあったが、そのような制度はないのか。
 - 抽選の当選確率を2倍にするという取扱もあるが、外れる人は外れてしまう。市町村によって物件の状況も異なる。
 - 公平性の問題はあると思うが、困難な問題を抱える女性の経済的な問題についていえば、住居は非常に重要。
 - 公営住宅の場合、風呂釜などで初期費用がかかるなど、困難な問題を抱えている人には使いづらい面もある。手ごろなアパート等の方が適していることもある。
 - アンケートの就労に関することで、ハローワークに関する内容は薄い印象があるが、各種障害者、刑務所を出所予定の方、生活保護受給者等、様々な状況にある方について、就業支援センター、刑務所や保護観察所、福祉事務所等、多数の機関と連携・情報共有して就労支援に取り組んでいる。そういった部分も困難な問題を抱える女性への支援につなげていければと思っている。
- また、今年度からオンライン相談も行っているほか、ホームページや各種 SNS 等でも情報発信をしているが、知らない人も多いと思われるため周知していきたいと思うの

で、連携をよろしくお願ひしたい。

- 様々な情報について、うまく周知されていないというか、活用されていない状況があるように感じる。
 - いろんな情報を、母子生活支援施設についてもだが、知らない方がいる。基本的なことから多くの県民の方に知っていただく必要がある。
 - 今回のアンケート期間中のシェルター入所者は少なかったが、実際は年間だと大勢いる。色々な方を受け入れつつ、様々な手段を駆使して支援しているが、いろんなところにつなげるための情報は、積極的に取りに行かないといけないという現状がある。
 - アンケート結果を全体的に見て感じたのは、やはりソーシャルワークの不在。女性の抱える困難な問題というのは、健康、経済、精神、時には家族代々、生まれ持ったものなど、極めて複雑。それらに対して各分野の専門的な支援はある一方、トータル的に支援を進める役割の人がおらず、そういったソーシャルワークができる人が随所に配置されリーダーシップをとれるような体制づくりが重要と感じた。
- また、支援者の課題という面では、経験豊富で適切な支援ができる人がいる一方で、考えが固まっていて、支援者との関わりで傷つく利用者もいる。
- その一方で、攻撃的な利用者の存在や、支援が適切だったのかといった悩み等により支援者が傷つく場合もある。支援者の研修については市町村等からも要望が出ていたが、支援者のスキルアップという面でも、バックアップ体制という面でも、組織的に手厚く行う方がいいのではないかな。

イ. アンケート調査結果の共有について

- アンケート結果等を見て、弁護士会の影が薄いように感じている。法律相談や、DV、保護命令等の面で、自分一人がというより、弁護士会として役立てることは色々あると思う。
- そういったことを会にて話すためにも、今回のアンケート結果を、こういう意見があったという概略程度に共有したいのだが。
- 母子生活支援施設関係についても、完全にこの計画策定のためだけのものとして終わらせてしまうのはもったいないと感じる。施設長レベルなどで共有できれば。
- 困難な問題を抱える女性への支援において第一線で活動している女性相談員間においても、問題の共有や、相談員による対応のばらつきの解消などのために、この結果を用いて話し合いなどできれば役立つと思う。
- 調査結果を活用したいと言っただけことは嬉しく思う。ただ、一部直接的・批判的な内容など、そのまま活用いただくのは難しい部分もあるため、共有して差し支えない程度に内容を一部削除・変更等したうえで改めて提供することを検討したいと思う。

ウ. 計画策定のスケジュールについて

- 第1回委員会の資料によると、7月に第3回委員会を開催して骨子を決定し、福祉環境委員会に報告して概要をフィードバックするという話だったが。
- 骨子の検討自体はさせていただいており、その結果をもとに福祉環境委員会への説明

は9月議会にて行っている。

ただ、その最終版をフィードバックすることが抜け落ちていた。また、アンケートに時間を要したという言い訳もあるが、内容を精査した結果、県議会前に、資料のご確認をいただきながら、計画のための検討を重ねていくという形がより効果的と判断し、当初予定より1回分、委員会を減らせていただいたところもある。

ほか、素案については、12月中にはパブリックコメントを実施し、そこでパブコメもそうだが、委員からの意見も反映し、1月の策定委員会に諮り、その内容のを基に、案を2月の議会に提出したいと思う。

○例えばこのアンケート結果から意見を差し上げた場合、それはどこで反映されるのか。パブコメと一緒に反映されるような形か。

●計画については、今回のアンケートは困難な問題を抱える女性全体から見ればごく一部であり、また、DVに内容が偏りがちであることももちろん理解はしているが、国が出している考え方や他県の基本計画等も参考にしつつ、皆様の意見も交えた形で落とし込んでいきたいと考えている。パブコメを開始する際に、皆様にも資料をお送りするので、意見を下さればと思う。

エ. 様々な困難な問題と、DVとの間での考え方等について

○基本目標Ⅰにある普及啓発について、これは当然、決まり文句的に入れなければいけないものとは思いますが、ここでも問題が共有されているとおり、DVに関わる関わらないとは別に、女性の抱える困難な問題というのは非常に様々な側面があり解決が難しく、そういったところでみんな頭を抱えていると思われるので、そういったところを研修などに盛り込むのが好ましいのではないかな。もう少し特殊性というか、秋田県特有の部分があったほうがいいのかと感じた。

○困難女性支援法に併せて配偶者暴力防止法の基本計画としても作成しているという関係上だとは思いますが、実際には困難な問題を抱える女性の中にはDV被害者である女性も含まれている、包括されるものであるところ、全体的に並列で、別々の問題であるというように見える書き方となっているので、そこについて何か工夫があれば。また、啓発についても、DVを前面にするのではなく、人権という全体的な概念としての啓発という形で、幼児など可能な限り若い時期から実施することができれば、秋田県の独自性ということにもなるのではと思う。

○アンケート結果からも、子どもの関係も含め様々な問題があり、そういう意味では、児童虐待防止法等の関連法律も絡めるという視点があると良いのではないかな。

○困難な問題とは何なのかというのは、初めのころからあった話だと思うが、どうしても、「困難な問題」という抽象的な話と「DV」という具体的な話が並ぶと、DVのほうがクローズアップされがちなので、困難な問題の軸足があるべきかと思う。

○困難な問題を抱える女性というものを見る時に、例えばDV被害者とかシングルマザーなど問題が表面化して見えやすいところもあるが、それ以外にも、単身女性、高齢女性のひとり暮らし、若年層特有の問題など、そういったものもある。困難な問題を抱える女性というのがどういう女性なのかということが、説明されていると良いのではないかなと感じる。

○単身女性がパワハラ等で仕事を辞め、家族も頼れないとなると、住居もお金も無くなり医療にもつながれないなど、どんどん貧困や生活苦に追い込まれるようなこともあるのではないかと思います。

また、若年層では、不登校などで人とつながる力が培われていない女性が、良からぬ方の搾取の餌食になる構造などもある。秋田県ではそういった事例は少ないと信じたいが、そういったサポートも、首都圏とは異なりつながりにくいという状況があるのではないか。

○そもそも困難女性支援法は、世間一般では全然認知されていないと思う。それに関する啓発、広報などいろいろやってもらえればいいのかと思うが、施策として挙げられている「DV防止キャンペーン等」とあるものについて、等というのは何が含まれるのか。

●現在、主に女性関係で行っているキャンペーンはDV防止キャンペーンがメインになっているというところもあり、今は「等」という形で記載してしまっているところではある。デートDVの記載等も含めて、どうしても、今実施しているものという面でDVという部分が目立ってしまっている部分はあると思う。

今後、お話のあったインターネットでの周知なども含め、DV防止キャンペーンとは別の形になるか、発展させる形になるか等の論点もあるかと思うが、様々な形で、DVに限らない周知啓発というものを行っていききたい。

オ. その他

○民間団体との協働について各所で触れられており、これは広い意味の民間団体なのかと思うが、ぱっと見で、何なのか、どういう団体なのかといったことが分かりづらいので、もう少し説明があると良いのではないかと思います。

○支援調整会議について、計画策定後に開催されるものとなっているが、この委員には本策定委員会のメンバーが入るのか。

●支援調整会議については、県単位、市町村単位のそれぞれで想定している。例えば市町村単位であれば、不足しているソーシャルワークの部分について、市町村担当者に支援調整会議の調整役となってもらい、様々な機関が集まったの支援の情報共有等ができる場を設置できればと思っている。

○以前、配偶者暴力防止法の関係では、年1回、県の関係機関での会議にて情報共有をしていたが、そういったものは開催しないのか。

●市町村の支援調整会議とは別に、県の支援調整会議を、親会のような形で、本計画の進捗状況の確認も含め、年1回行う予定である。